

利用者本位の暮らしが脅かされる！?

## 福祉用具貸与サービスの制度変更がもたらす問題

福祉用具専門相談員のレベルアップと福祉用具の更なる普及を目指している全国福祉用具専門相談員協会。その取り組みや福祉用具に関する提案などをお伝えするシリーズの第九回は、綜合メディカル株式会社代表取締役の酒井博人氏です。全国福祉用具専門相談員協会の理事としてもご活躍の酒井氏に、福祉用具をめぐるこれまでの経過と課題などについて、お話しいただきました。

平成以降、国は少子高齢化社会の到来に備えるための中長期視点にたつた対策を検討してきた。

平成元年（一九八九年）、特別養護老人ホームやデイサービス、ショートステイなどの施設整備、ホームヘルパーの養成など、高齢者・障害者に対するサービス供給体制の緊急整備を掲げた「高齢者保険福祉推進十年計画」が策定された。ゴールドプランである。

その後、平成四年（一九九二年）頃からは、介護に関する財源を医療・年金とは別に設定することが検討され始め、翌平成五年（一九九三年）には厚生省（当時）において介護保険の導入をにらんだ具体的な施策が本格化し、それらは、介護の主な担い手であ

った家族の肉体的・精神的負担の軽減、膨らむ医療費の削減、福祉施策による救貧イメージの払拭、税金によるサービス提供限界の解決を目指すものであった。

平成九年（一九九七年）十一月に介護保険法案が国会を通過し、平成十二年（二〇〇〇年）四月から介護保険法が施行の運びとなつた。このとき、福祉用具事業所は貸与・購入・住宅改修の供給分野に分かれた。

貸与物品に関しては、それまでは税でまかなわれ、利用者は市町村窓口に申請すれば、市町村の合意の下に決められた特殊寝台や車いすが給付された。

しかし、介護保険制度導入後は、要介護と認定されれば申請時に週つてサービスを利用することができますが、さ

らに利用者本位の用具選択が可能となりた。布団からの立ち上がりが困難になつた人や、歩行はできても公園やスーパーまで歩行を持続できない人などが、この制度によって福祉用具を有効に活用することで外出が自由にでき、また、立ち上がりがスムーズになり、トイレに自力で行くことができるようになつた。

福祉用具は、要介護度が上がる前に用具に慣れておくことが重要である。要支援状態の間に廊下の手すりや、特殊寝台の高さや、入浴用品などに慣れることで、事故や苦情を未然に防ぐことができるのではないか。ところが、平成十八年（二〇〇六年）、我々福祉用具貸与事業所に激震が走つた。要介護1までの利用者は特殊寝台や車いすの使用が認められなくなつたのである。また、特殊寝台や車いすなどは医者の意見書がなければ使用できないことになつた。



酒井 博人  
全国福祉用具専門相談員協会 理事